



2026年2月19日

各位

会社名 株式会社 チョダ
代表者名 取締役社長 町野 雅俊
(コード番号 8185 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 井上 裕一郎
(TEL. 03-5335-4131)

内部統制システムの基本方針改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を本日付にて改定することを決議いたしましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 経営の基本方針

「チョダの企業理念」

(1) 企業を通して社会に貢献します

常に、お客様に感謝の念をもち、顧客の満足を通して、地域社会への貢献につくします。健全な事業活動を通じ、取引先、株主、従業員の満足に貢献します。

(2) 和の経営で豊かな生活を築こう

適切な人材開発により、仕事を通して生きがいのあるヒューマニズムあふれた、一本化経営を行い適正な利潤の追求を行います。

(3) 若さと進取の精神で企業規模の拡大をはかります

常にチャレンジの姿勢をもち、若い感覚で仕事にあたり社会の動向を素早く探知し、商機に敏感であり続けます。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、企業倫理を確立し社会の信頼を得るために役職員が業務を行う上での具体的な行動基準として「チョダグループ企業倫理規程」を定め、当社の代表取締役社長を実施統括責任者として、法令等遵守体制の確立に努めております。

・当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの双方またはいずれかに、法律に相当程度の知見がある者及び会計財務に相当程度の知見がある者を起用することを基本とし、取締役会における適切な審議等を通じて、取締役及び使用人の職務執行に対する監督監査を徹底しております。また、コンプライアンスを統括する法務室と内部統制システムの監査を行う内部監査室を設置し、業務の適法性確保に努めております。

・企業経営及び業務に関して、法律事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からのアドバイスを受ける体制を整えております。

・取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合に利用することができる通報制度を設け、内部通報者の保護を社内規程に定めております。

・当社の事業に関わりの大きい中小受託取引適正化法（旧下請法）及び景品表示法については、年2回幹部研修を実施するほか、担当する職務に応じた法令遵守研修を実施することとしております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、定款・取締役会規程・会議規程等において必要な会議の議事録の作成を定めるとともに、文書取扱規程においてその保存及び管理（廃棄を含む。）について定め、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとしております。

・情報システム総括規程を定め、これに基づき、情報システム統括委員会が、情報セキュリティポリシーの周知徹底等により、情報セキュリティを確立する役割を担っております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理総括規程」において、リスクを「組織目標の達成を阻害する要因」と定め、代表取締役社長をリスク管理統括責任者として、リスク管理に関する基本方針の策定指示と承認、リスク管理システム構築と運営の指揮等を行うものとし、また、リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理することとしております。

・リスク管理委員会は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告を行います。また、リスクが発見されたときは、速やかに監査役に報告します。各部門においては、その有するリスク評価を定期的に見直し、各部門のリスク管理の改善を行っております。

・取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、月1回程度定期的開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。

・取締役会は、経営理念を基に年度計画を決定し、これに基づき、各部門において目標達成のために活動することとしております。また、取締役会は、毎月作成される経営資料をチェックするとともに必要な対策を決定し、各部門においてこれを実施しております。

・取締役会の決定に基づく職務執行は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限に則り職務を遂行することとし、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社の子会社は、当社とともに「チョダグループ企業倫理規程」を遵守することを定め、それぞれ社内に周知を行って、グループ全体のコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めております。また、当社の子会社の取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合には、当社の内部通報制度を利用することが可能であり、内部通報者の保護が規程に定められています。

・当社の「関係会社管理規程」において、当社代表取締役社長等が子会社から決算書類等所定の事項について月1回または臨時に書類提出または報告を受け、その内容について協議を行い、その結果を取締役に報告すること、子会社が重要な事項を実行しようとする場合には、事前に当社取締役会の承認を受けることを定めております。

・リスク管理については、当社の定めたリスク管理に関する基本方針を子会社に共有し、各子会社の規模・事業内容に応じ、「リスク管理総括規程」に定めるリスク管理を指示することとしております。

・各子会社において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、年度計画を策定し、毎月計画に対する結果を記載した経営資料を策定し、差異の分析を行い、3カ月ごとに当社取締役会で各子会社から報告を受けることとしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

- ・ 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、使用人を配置するものとしております。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮監督下で職務を遂行し、取締役は不当な制約をしてはならないものとしております。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価・懲戒等については、事前に監査役会の同意を得て取締役会で決定するものとしております。

8. 監査役会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する職務の執行状況を報告しております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項が生じたときは、当社の監査役に対して、速やかに報告することとしております。また、当社及び子会社は、当社の監査役に報告を行った者について当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。
- ・ 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとしております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項が生じたときは、内部通報制度を利用することができるものとしております。また、内部通報制度において、内部通報の内容を速やかに監査役に共有することを定めるとともに、当社及び子会社は、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを規定しております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役職務の執行に必要な費用については、監査役が必要とする金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ・ 監査役は、必要に応じて財務・経理部や内部監査室等に協力・補助を要請し、監査を実効的に行うことができます。
- ・ 監査役は、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して子会社における適正な監査を実施します。
- ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されます。

11. 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応に関する基本方針を定めるとともに、事案発生時の担当部署への報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には弁護士や警察等関連機関とも連携して毅然と対応してまいります。

以上